

令和6年山形県教育委員会5月定例会

令和6年5月16日  
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告  
(1) 新庄新高校（仮称）の校名公募について （高校教育課高校未来創造室）
- 5 議 題  
議第1号 令和8年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について  
(高校教育課)  
議第2号 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について  
(生涯教育・学習振興課)  
議第3号 山形県図書館協議会委員の解職及び任命について  
(生涯教育・学習振興課)
- 6 閉 会


## 新庄新高校（仮称）の校名公募について

令和6年5月16日  
高校未来創造室

## 1 スケジュール

- 令和6年 5月 公募の詳細を広報（県HP、テレビ、ラジオ、SNS、最上地区市町村広報誌等）  
6月 公募  
10月 校名公表（予定）

## 2 公募の詳細

◇ 新庄北高校と新庄南高校普通科を統合した新しい高校の校名公募について			
新設校の概要	<p>新庄北高等学校と新庄南高等学校普通科の2校を統合し、全日制は普通科3学級と探究科2学級、定時制（令和9年度に夜間から昼間へ移行）は普通科1学級の学校となります。</p> <p>「豊かな心と郷土愛を基盤とした、可能性への挑戦」「自己の実現を目指す、創造的な学び」「地域社会との連携・協働による、持続可能な社会づくり」を基本理念としています。なお、新庄北高等学校最上校は、統合校の分校となります。</p> <p>詳しくは、県ホームページ（高校未来創造室）をご覧ください。</p>		
開校予定	令和8年4月	設置場所	<p>全日制 新庄北高等学校現有地</p> <p>定時制 新庄北高等学校現有地（令和8年度） 新庄南高等学校現有地（令和9年度から）</p> <p>分校 新庄北高等学校最上校現有地</p>
応募方法	①「校名（ふりがな）」②「校名の趣旨」③「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」を、ウェブは応募フォームで、郵送は官製はがきでご応募ください。はがき1枚当たり1つの校名案とします。		
応募期間	令和6年6月1日から令和6年6月30日まで（郵送は当日消印有効）		
応募先	<p>【ウェブ】 応募フォーム（6月30日17時終了予定） <a href="https://forms.gle/Ai2xkgHByTYX3mai9">https://forms.gle/Ai2xkgHByTYX3mai9</a></p> <p>【郵送】 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 高校教育課高校未来創造室 宛</p>		
問合せ	TEL 023-630-2493		
その他	<p>○ 校名は「山形県立□□高等学校」となります。□□の部分をお考えください。</p> <p>○ このたびの公募は、校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡により決定するものではありません。</p> <p>○ 「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」は、校名公募の業務に使用するためのものであり、他の目的に使用することはありません。</p>		

議第 1 号

令和 8 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

令和 8 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提 案 理 由

令和 8 年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要があるため提案するものである。

令和 6 年 5 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

## 令和8年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針（案）

令和8年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。  
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
  - (2) 入学志願に係る通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。
  - (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。  
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。  
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
  - (1) 前期（特色）選抜は、次に定めるところにより行う。
    - ア 中学校長から送付された調査書及び各高等学校が選択した検査の結果に基づき選抜する。
    - イ 検査は、個人面接、集団面接、作文、発表、その他（小論文、実技、口頭試問、学校ごとの学力検査等）の中から、各高等学校が1つから3つを選択して行う。
    - ウ 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う前期（特色）選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することができない。
  - (2) 後期（一般）選抜は、次に定めるところにより行う。
    - ア 調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
    - ウ やむを得ない理由で学力検査、適性検査を受検できない受検者に対して、5教科の学力検査問題による追検査、適性検査を別日程で行うものとする。
  - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
    - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 前期（特色）選抜の検査は、次の(1)又は(2)の日程のいずれかを各高等学校が選択して行う。
  - (1) 令和8年1月20日（火）に行う。
  - (2) 令和8年2月3日（火）に行う。
- 6 後期（一般）選抜の学力検査は次の日程で行う。
  - (1) 本検査は、令和8年3月7日（土）に行う。
  - (2) 追検査は、令和8年3月12日（木）に行う。

- 7 後期（一般）選抜の学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について、各教科同一問題で一斉に行う。
  - (2) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）に基づいて出題する。
  - (3) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
  - (4) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
  - (5) 追検査の学力検査問題は本検査と同程度の難易度による出題とする。
- 8 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 9 合格者の発表は、令和 8 年 3 月 17 日（火）に受検番号によって行う。
- 10 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 11 県外からの志願者受入れについては、別に定める。
- 12 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

#### 付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。